

令和3年度周南市地産地消推進協議会合同専門部会 次第

【日時】令和3年12月21日（火）14時～15時30分

【場所】周南市徳山駅前賑わい交流施設 交流室1

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事内容

(1) 「しゅうなんブランド」及び認定品パンレットについて（別紙1）

(2) 令和3年度事業の進捗状況の報告及び今後の予定（別紙2）

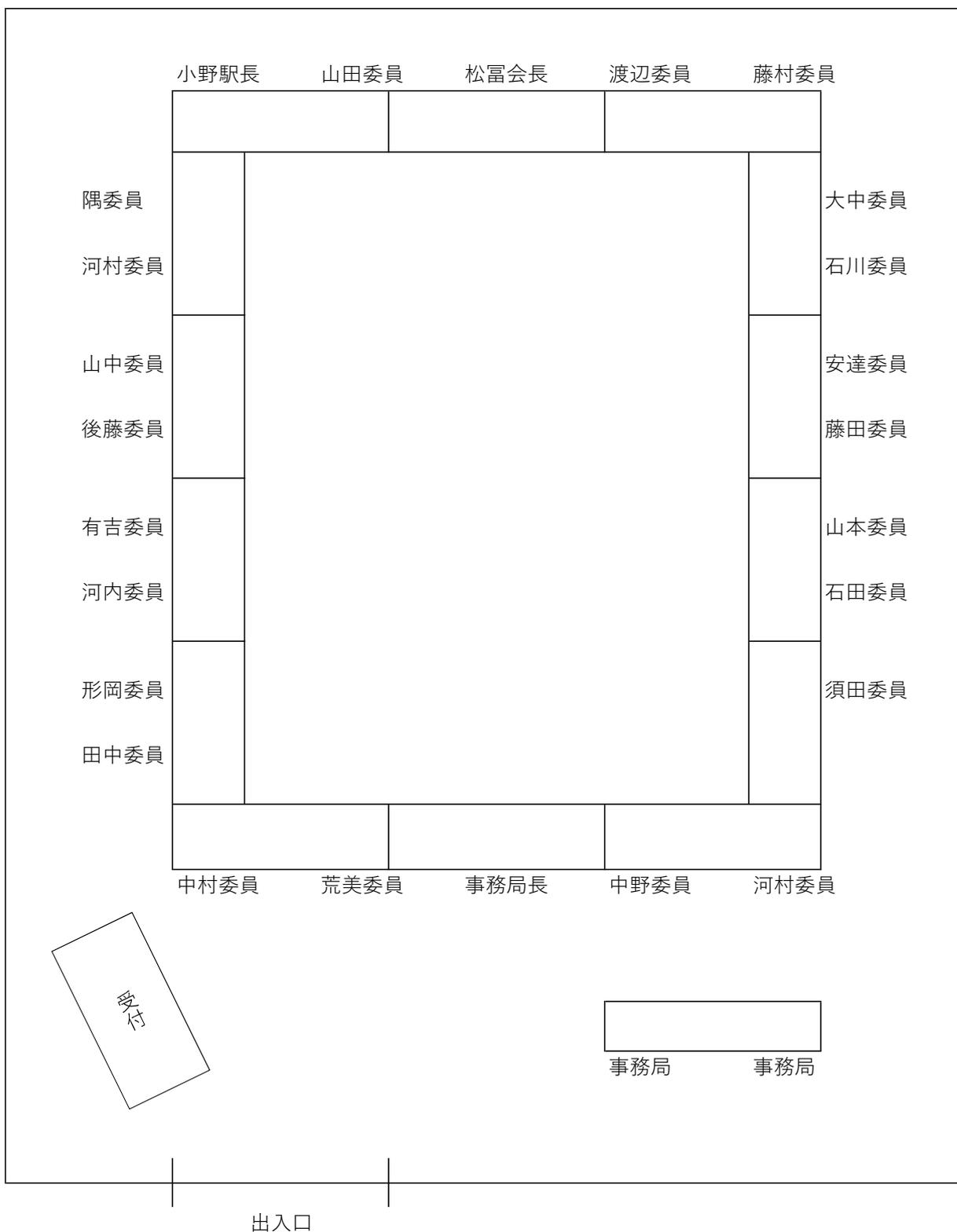
(3) 令和4年度の事業計画（案）（別紙3）

(4) 第3次周南市地産地消促進計画の進捗状況（別紙4）

(5) その他

4 閉会

令和3年度周南市地産地消推進協議会合同専門部会 配席表



周南市地産地消推進協議会 委員名簿

	団体名	氏名	地域ブランド・産地育成強化プロジェクト会議	流通・販売促進プロジェクト会議	地産地消費及・啓発活動推進プロジェクト会議
有識者	山口大学名誉教授	マツドミ ナオシ 松富 直利			○
農業団体	山口県農業協同組合 周南統括本部 営農経済部長	ヤマダ サトル 山田 智	◎	○	○
農業団体	周南地域集落営農法人等連絡協議会 会長	オオナカ イフオ 大中 巖	○		
漁業団体	山口県漁業協同組合 周南統括支店長	フジムラ カズヨシ 藤村 和義	○	○	○
畜産団体	周南市畜産振興協議会 会長	スミ アキヒ 隅 明憲	○		
消費者団体	周南消費者協会 会長	カワムラ マサコ 河村 昌子			○
販売・流通関係	(株)丸久 商品統轄部 担当部長	イシカワ ヒロユキ 石川 博一			○
販売・流通関係	周南料飲組合 組合長	ヤマナカ ケンタロウ 山中 健太郎			○
販売・流通関係	周南西料飲組合 組合長	アサヒ コジロウ 安達 浩司			○
販売・流通関係	道の駅ソレーネ周南 駅長	オノ タクジ 小野 拓二	○	◎	○
販売・流通関係	(株)イズミ ゆめタウン徳山 店長	ゴトウ イクオ 後藤 郁生			○
販売・流通関係	マックスバリュ西日本(株) 地域連携推進部	ウダカ マサカツ 宇高 正勝			○
一般公募	野菜ソムリエ	アリヨシ アケミ 有吉 明美			○
一般公募	周南市食生活改善推進員	ヤマモト ユリコ 山本 由里子			○
一般公募	渋川をよくする会 代表	ヤスナガ ヨシエ 安永 芳江		○	
一般公募	オリゴのめぐみ工房 フローラ 代表	コウチ レイコ 河内 玲子		○	
一般公募	周南市食生活改善推進員	イシダ キョウコ 石田 京子	○		
一般公募	環境保全型農業実践者	カタオホ アキラ 形岡 瑛			○
一般公募	Meets(新規就農者連絡協議会)	スズ オヤコ 須田 加弥子			○
商工関係	(公財)周南地域地場産業振興センター 専務理事	フナハベ タカシ 渡辺 隆	○	○	◎
観光関係	(一財)周南観光コンベンション協会 専務理事兼事務局長	ヤマダ ミユキ 山田 みゆき	○	○	○
行政	山口県周南農林水産事務所 企画振興室 室長	タナカ ツカサ 田中 司	○	○	○
行政	周南市地域振興部 観光交流課 課長	ナカムラ タカコ 中村 貴子	○	○	○
行政	周南市産業振興部 商工振興課 課長	アベ ミ 荒美 雅文	○	○	○
行政	周南市産業振興部 水産課 課長	ナカノ タカアキ 中野 孝明	○	○	○
行政	周南市教育委員会教育部 学校給食課 課長	カワムラ タケン 河村 武志	○	○	○

「しゅうなんブランド」及び認定品パンフレットについて

【概要】

「しゅうなんブランド」について、令和3年6月に実施した「しゅうなんブランド」認定事業者へのアンケートの回答をもとに、以下のとおり対応を行った。

また、認定品を掲載しているパンフレットについて、今年度中に以下のとおり進める予定である。

【主に見直す点】

●実態に合った認定の継続

販売の実態が無いものや、認定基準を満たしていないものについて、認定の取消しを行った。

●事業者の意向を踏まえた情報提供

「しゅうなんブランド」認定事業者へのアンケートをもとに、販路拡大の意向の有無や、対象としている販路拡大先についての把握を行った。

上記をもとに、市や本協議会が主催するイベントや、県を通じて紹介のある商談会等について、情報を求める事業者に対して適切な情報提供を行っている。

●「しゅうなんブランド」ロゴマークの活用（委員からの意見）

「しゅうなんブランド」認定事業者へのアンケートをもとに、ロゴマークシールを認定品に貼り付けているか、貼り付けていない場合の理由等の把握を行った。

上記をもとに、ロゴマークの適切なPRの手法を検討し、見直しを行う場合は、「しゅうなんブランド」自体（認定基準等）の見直しも含め、次期促進計画において進めていく。

【パンフレットについて】

●大きく見直す点

- ・デザイン
- ・商品の配置方法
- ・商品写真

●見直す目的

- ・市民へのさらなる「しゅうなんブランド」認定品及び「しゅうなんブランド」自体の認知度の向上
- ・「手に取りたい」「読みたい」と思ってもらう

●掲載内容

- ・「しゅうなんブランド」認定品や事業者の紹介
- ・令和4年4月には100～105品程度を掲載予定
- ・「しゅうなんブランド極」について最初の方に別途ページを設ける
- ・「しゅうなんブランド」ロゴマーク
- ・商品によってはQRコードを掲載
- ・最初もしくは最後に、「しゅうなんブランド」についての説明を掲載
- ・エリア（鹿野、熊毛等）を意識した内容に変更する

●商品写真

- ①市/本協議会から提供する（市職員が撮影する、事業者からいただく）
- ②必要な分のみ委託業者に撮影してもらう

●その他

デジタル化を見据えた際、適切な形を検討する。

●パンフレットの制作方法

- ・プロポーザル方式でデザイン業者を決定する
- ・現在企画提案書の提出期間中であり、企画提案書が揃い次第、年内に委員の皆さまに発送し、1月中旬頃までに書類にて審査していただく
- ・書類審査により選定された事業者にデザインを依頼し、令和4年3月末までにデザインを完成させる

「しゅうなんブランド」認定に係る調査結果

【実施時期】 令和3年6月

【対象事業者/認定品数】 43事業者/104品 (R3.4.1現在の登録数)

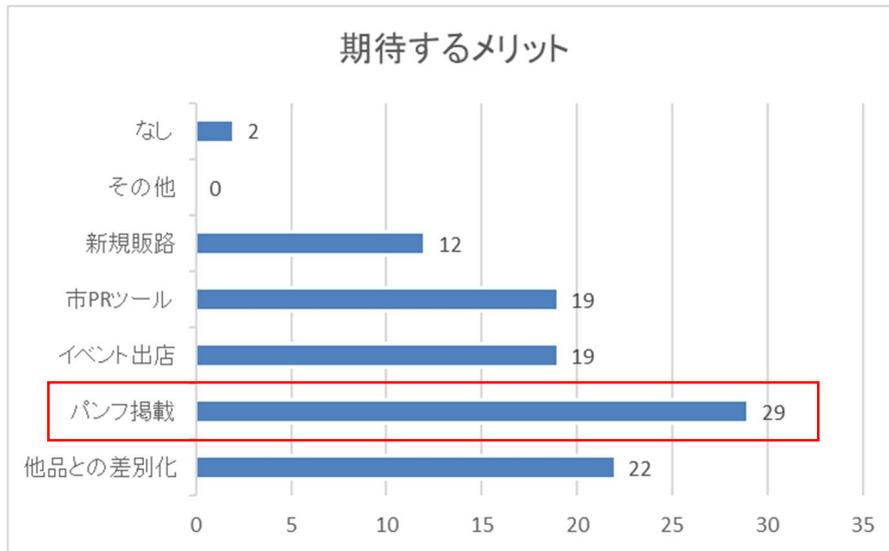
【回答数】 42事業者・103品

1. 認定継続の意向 3品辞退（製造販売終了のため）→101品

<対応>

- ・ 辞退届提出済

2. 認定に期待するメリット（複数回答可）

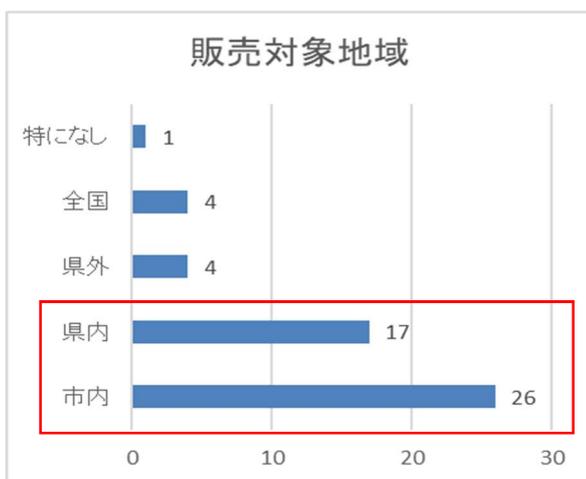


<対応>

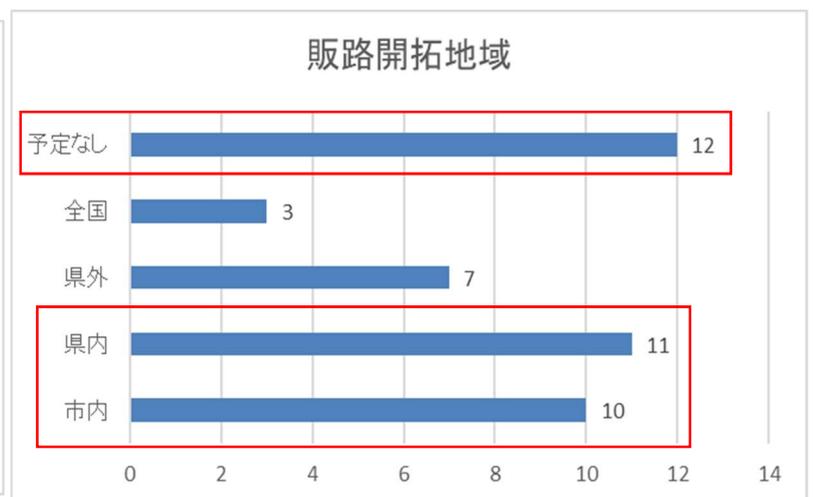
- ・ パンフレットリニューアル進行中
- ・ 希望者にロゴマークのデータを無料提供

3. 販売の対象にしている主な地域

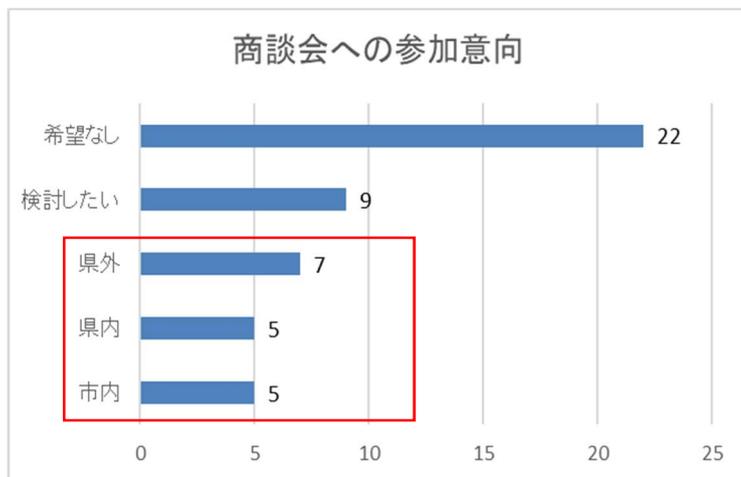
(複数回答可)



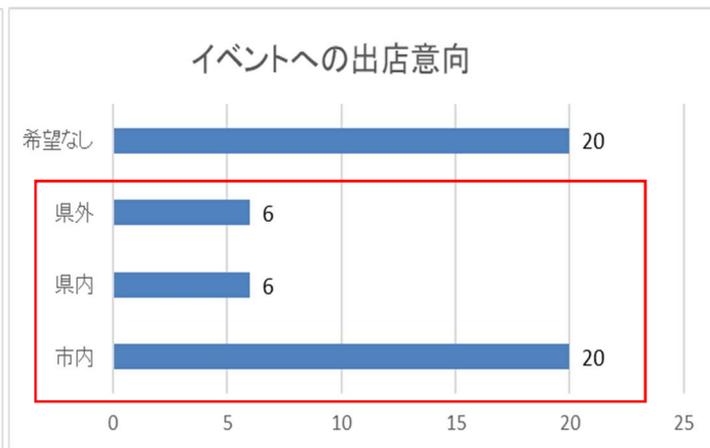
4. 販路を広げたい地域（複数回答可）



5. 商談会への参加意向（複数回答可）



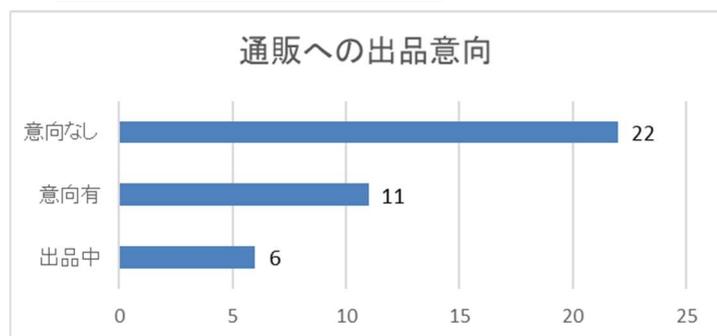
6. 販売イベントへの出店意向（複数回答可）



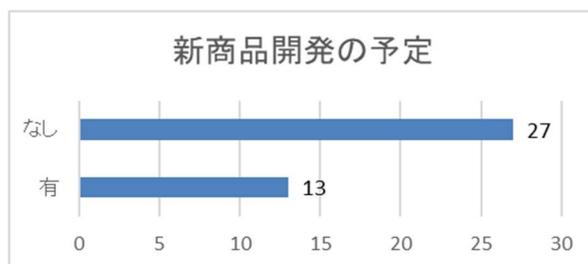
<対応>

- ・参加希望地域で開催される、商談会やPR販売イベントを案内

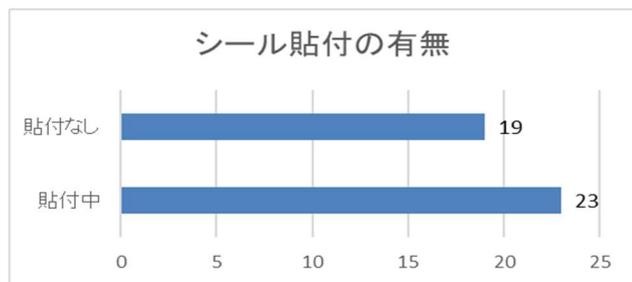
7. ネット通販への出品意向



8. 新商品開発の予定



9. ブランドロゴシールの貼付状況



<貼付しない理由>

- ・有料…9事業者
- ・デザインが商品イメージに合わない…5事業者
- ・作業時間を割けない…5事業者

<対応>

- ・希望者にロゴマークのデータを無償提供
- ・可能な場面での使用促進（イベント出品時には貼付、ポップに掲載など）

10. パンフレットに追加したい情報

HPアドレス/QRコード/両方HP+QR…計12事業者

<対応>

- ・リニューアル版にQRコードを掲載（希望者のみ）

令和 3 年度事業の進捗状況の報告及び今後の予定

●地産外商事業

①商談会への出展（通年）

「しゅうなんブランド」認定事業者へのアンケート結果に基づき、県外への販路拡大を目指す事業者を中心に、地域商社やまぐちが取りまとめる首都圏での商談会について事務局より案内を行った。

【実績】1 社出展

②うまいっチャフェア（令和 4 年 2 月から 3 月の開催予定）

例年開催されている東京都日本橋のアンテナショップ「おいでませ山口館」への出展。下松市、光市、田布施町との特設コーナーを設け、短期集中的に「しゅうなんブランド」認定品の販売を行う。

「しゅうなんブランド」の PR 等のため市職員が現地に出張する予定。現在出品商品の検討中である。

【予算】

- ・チラシ、ポスター制作費
- ・商品の送料

●道の駅ソレーネ周南と直売所等との連携事業

①ぐるっと周南産直スタンプラリー（令和 3 年 9 月 18 日～11 月 30 日開催）

直売所連携事業 2 年目の取組みとして開催。道の駅ソレーネ周南を含む市内 6 箇所の直売所にて、JAF の提供するサイトを利用してデジタルスタンプラリーを開催した。

参加者の中から抽選で計 20 名に、各直売所の特産品をプレゼントする。現在賞品の発送準備中。

【予算】

- ・チラシ、ポスター制作費
- ・JAF のサイト使用料、データ分析費用
- ・賞品代、送料



【参考】参加者数 274 名 スタンプ総押下数 679 回

- ・性別…男性 47.4% 女性 50.7% 選択しない 1.8%
- ・年齢…10 代 2.6% 20 代 5.1% 30 代 14.2% 40 代 27.7%
50 代 31.4% 60 代 13.9% 70 代 5.1%
- ・住所…山口県 88.0% 広島県 5.8% 福岡県 1.1% その他 5.1%

②道の駅ソレーネ周南や市内直売所でのイベントへの出展

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、出展を予定していたイベントが中止となった。

③ソレーネ周南内に特設コーナーを設置（令和3年10月）

須金の梨とぶどうの最盛期に、梨やぶどう、農園のPRのため、販促ポップや農園の位置図を掲示した。



●地産地消促進事業

①市広報での「しゅうなんブランド」認定品の紹介（通年）

市広報で「しゅうなんブランド」認定品及び認定事業者を紹介し、認知度の向上を図る。令和2年4月号から開始し、掲載を希望する事業者については全て掲載を行った。

令和3年10月からは掲載内容が変わり、「しゅうなんブランド」認定品及び認定事業者の紹介のみでなく、紹介品を使用した家庭で作ることのできるレシピを併せて掲載している。レシピ考案者は周南市食生活改善推進員で、市政情報番組でレシピ動画も放映している。



②「徳山巨峰 SUGA~NE」のPR

令和2年産の須金産ぶどうを使用した「徳山巨峰 SUGA~NE2020」について、記者発表及び即売会を行った。

- ・記者発表：令和3年4月15日 周南市役所本庁舎
- ・即売会：令和3年5月3日 道の駅ソレーネ周南
徳山巨峰 SUGA~NE2020、徳山巨峰 SUGA~NE2019、
徳山巨峰 SUGA~NE2018 を販売し、即売会で用意した分は完売となった。



③6次産業化・農商工連携フェスタ（周南ふるさとふれあい物産展と同時開催）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により周南ふるさとふれあい物産展が中止となったため、こちらも中止。

④量販店での地域産品フェア（令和3年4月4日開催）

ゆめタウン徳山店で開催した（2回目の開催）。

新型コロナウイルス感染防止対策を行い、事業者11者自らが出展し「しゅうなんブランド」認定品等の対面販売を行った。



事務局は会場にて「しゅうなんブランド」に関するアンケートを実施し認知度調査を行うと同時に、パンフレットや「ヤサイコトバみくじ」の配布を行い、「しゅうなんブランド」のPRを行った。

【予算】

- ・飛沫防止パーテーション費用（業者に制作を依頼）
- ・搬出、搬入費用（業者に依頼）



⑤周南トマトメニューフェア（令和4年2月の1ヶ月間開催予定）

周南市地産地消推進店を始めとする市内の飲食店にて、周南トマトを使用したメニューを考案してもらい、1ヶ月間提供を行う。周南トマトの利用促進のため、トマト代や配送料は、主催者である当協議会にて負担する。

また、参加者にアンケートを実施し、「周南市地産地消推進店」や「しゅうなんブランド」に関する認知度調査を行う。抽選で当選した人に、「しゅうなんブランド」認定品をプレゼントし、「しゅうなんブランド」の認知度の向上を図る。

【予算】

- ・周南トマトの材料費、配送料
- ・チラシ、ポスター製作費
- ・参加店舗のメニュー試作費
- ・賞品代、送料

⑥宇部フロンティア大学短期大学部との商品開発

宇部フロンティア大学短期大学部食物栄養学科のゼミで周南市産のものを使用した商品を考案してもらい、商品化、販売を行う。

本来であれば、新商品のお披露目の場として「6次産業化・農商工連携フェスタ」を利用していたが、今年度の開催は中止となったため、代替案として、「周南トマトメニューフェア」と併せてPRすることを検討している。現在パッケージ製作中。

- ・今年度開発した商品 … トマトクリチーパイ（周南トマト使用）
- ・協力していただく店舗…レ・モンクール（旧ミニヨンカワムラ）

【予算】

- ・商品開発に係る材料費
- ・試食会に係る大学側の交通費



⑦「しゅうなんブランド」及び「周南市地産地消推進店」の認定（令和4年2月～）

現在、新規認定品及び新規認定店舗の申請を受け付けている。受付期間は令和4年1月末まで。

令和4年2月に当協議会にて審査会を開催し、事務局にてパンフレット等を作成し、令和4年4月1日の認定を目指す。

【今年度の変更点】

申請期間（変更前）

- ・しゅうなんブランド …12月1日から1月末日まで
- ・周南市地産地消推進店…2月1日から2月末日まで

↓

申請期間（変更後）

- ・しゅうなんブランド …12月1日から1月末日まで
- ・周南市地産地消推進店…12月1日から1月末日まで

令和 4 年度事業計画（案）

●地産外商事業

①販路拡大支援事業

資金面において出展のハードルが高い県外を対象とし、しゅうなんブランド認定事業者及び地産地消推進店に対し、認定品の地産外商を支援する。市や他団体の補助金で拾うことができないものを対象とする。

年度当初に公募を行い、申請書等をもとに協議会にて事業者を選定する。

【予算】

- ・商談会の出展に係る費用全般
 - ・県外取引先獲得に係る取り組み
 - ・EC サイトへの事業展開に係る費用 など
- ※補助割合 対象経費の 1/2 上限 10 万円

②うまいっちゃフェア

例年開催されている東京都日本橋のアンテナショップ「おいでませ山口館」への出展。

【予算】

- ・チラシ、ポスター制作費
- ・商品の送料

●道の駅ソレーネ周南と直売所等との連携事業

①地産地消フェア in ソレーネ周南

直売所連携事業 3 年目の取組みとして開催。市内の直売所等がソレーネ周南に集まり、各店舗の特色ある特産品を販売することで、地産地消の PR 及び実店舗の魅力発信並びに集客に繋げる。

道の駅ソレーネ周南に委託し、自由度の高いイベントにする。

【予算】

- ・チラシ、ポスター制作費
- ・ソレーネ周南への委託費（イベントの企画、開催）

●地産地消促進事業**①6 次産業化・農商工連携フェスタ**

周南ふるさとふれあい物産展と同時開催。

【予算】

- ・ 出展料
- ・ チラシ等の広報物作成費
- ・ 会場設営費用

②量販店での地域産品フェア

より効果的な手法について、量販店と協議を行う（開催方法、開催場所、出展者の集め方、事業者の立ち合いの有無等）。

③地産地消メニューフェア

令和 2、3 年度は冬春トマトを使用した「周南トマトメニューフェア」を開催。

令和 4 年度は夏秋トマトを使用し、開催場所や形態を変更して実施する（例：周南トマトを使用したお弁当を集めたマルシェ等）。

【予算】

- ・ 周南トマト材料費
- ・ マルシェ等の出展料（既存のイベントを活用）

④しゅうなんブランドブラッシュアップ支援事業

認定事業者に対し、商品開発・改良を支援する。既存商品のブラッシュアップや、しゅうなんブランド認定品をシリーズ化するための新規商品が対象となる。全くの新商品は、県、市、他団体の補助金があるため、対象外とする。

年度当初に公募を行い、申請書等をもとに協議会にて事業者を選定する。

【予算】

- ・ 既存商品の改良（味、原材料、規格等）
- ・ 既存デザインの変更
- ・ 既存商品のシリーズ化（商品ラインナップ増）
- ・ 上記に関する、コンサルタントへの相談や市場調査費 など

※補助割合 対象経費の 1/2 上限 10 万円

⑤宇部フロンティア大学短期大学部との官学連携事業

令和 4 年度に 7 年目を迎える新商品開発事業を見直す。予算をかけた積極的な商品開発は行わないが、官学連携協定は継続し、相互に協力する。

【第3次周南市地産地消促進計画における目標値モニタリング】

(累計)

指標項目		第3次計画期間						
		目標の基準値	策定年度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		H30年度	元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
認定新規就農者数	目標							36人
	実績	24人	24人	24人				
新規林業就業者数	目標							10人
	実績	6人	6人	6人				
新規漁業就業者数	目標							15人
	実績	7人	7人	9人				
女性グループ等法人化数	目標							6法人
	実績	2法人	1法人	1法人				
集落営農法人就業者数	目標							37人
	実績	30人	55人	72人				
総合化事業計画	目標							4件
	実績	3件	3件	3件				
6次産業化チャレンジ支援事業	目標							11件
	実績	6件	7件	8件				
地産地消推進店認定数	目標							100店舗
	実績	79店舗	84店舗	85店舗				
学校給食における市内産割合	目標							30%
	実績	19.4%	19.9%	22.3%				

<参考>

しゅうなんブランド認定数 (第3次の目標値設定は無し)	第2次目標		100品					
	実績	107品	115品	117品				

(登録品は104品)

周南市地産地消推進協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、周南市地産地消推進協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 この協議会は、本市の、地域特性を最大限活かした旬と彩りにあふれる農林水産物の生産振興を図るとともに、生産者、流通業者及び消費者の連携を深め、地産地消推進運動を積極的に展開し、地域の食料自給力を高めるとともに、健全な食生活の普及及び地域の活性化を目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、次の事項について協議を行なうものとする。

- (1) 周南市地産地消促進計画に関すること。
- (2) 周南市の地産地消の推進店の認定に関すること。
- (3) しゅうなんブランド認定に関すること。
- (4) その他地産地消に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、委員30人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 生産者及び生産者団体の関係者
- (3) 消費者団体の関係者
- (4) 公募により選出された者
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、2年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残存期間とする。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置き、委員の互選によってこれを定める。

会 長 1名

副会長 1名

監 事 1名

2 会長は、協議会の会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐するとともに、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 監事は、会計を監査する。

(会議総会)

第7条 協議会の会議総会（以下「会議総会」という。）は会長が招集し、その議長となる。

2 会議総会は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 ~~会議総会~~の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会)

第8条 協議会の役員会（以下「役員会」という。）は、役員及び専門部会長をもって構成し、必要があるときは会長が招集し、その議長となる。

2 役員会は、次の事項について協議を行う。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会で議決を得た事業を推進するために必要な事項
- (3) その他必要な事項

(専門部会の設置)

第9条 第3条各号に定める事項の事業を推進するため、別表第1に掲げる専門部会を設置する。

2 専門部会に属する委員及び部会長は、会長が指名する。

3 専門部会の会議は、必要があるときは会長が招集し、部会長がその議長となる。ただし、専門部会の合同会議は、会長がその議長となる。

~~(専門組織の設置)~~

~~第8条 協議会に第3条各号に定める事項の事業を推進するため、別表第1に掲げる専門組織を設置するものとし、必要があるときは会長が招集するものとする。~~

(庶務)

第~~9~~10条 協議会の庶務は、地産地消担当課において処理する。

(その他)

第~~10~~11条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項については会長が協議会に諮って定める。

付 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1

専門部会	1 地域ブランド・産地育成強化プロジェクト会議
	2 流通・販売促進プロジェクト会議
	3 地産地消普及・啓発活動推進プロジェクト会議

構成団体	構成員
山口県周南農林水産事務所	所長又は所長が推薦するもの
山口県農業協同組合	経済部長又は経済部長が推薦するもの
山口県漁業協同組合周南統括支店	支店長又は支店長が推薦するもの
周南料飲組合	組合長又は組合長が推薦するもの
周南西料飲組合	組合長又は組合長が推薦するもの
周南消費者協会	会長又は会長が推薦するもの
周南地域集落営農法人等連絡協議会	会長又は会長が推薦するもの
周南市畜産振興協議会	会長又は会長が推薦するもの
株式会社 丸久 経営企画室	担当部長又は担当部長が推薦するもの
道の駅ソレーネ周南	駅長又は駅長が推薦するもの
周南地域地場産業振興センター	専務理事又は専務理事が推薦するもの
周南観光コンベンション協会	会長又は会長が推薦するもの
マックスバリュ西日本 株式会社	担当部長又は担当部長が推薦するもの
株式会社 イズミ	担当部長又は担当部長が推薦するもの
その他	市長が必要と認める者又はその者が推薦するもの 学識経験者又はその者が推薦するもの 一般公募者